

# 『開発行為等に関する工事調書』 の提出について

工事面積が500平方メートル以上の開発行為、宅地造成、土地の改良及び土地の区間整理を行う場合には、工事調書の提出が必要となります。

この調書は開発申請の添付資料となります。

## 1 提出書類

「開発行為等に関する工事調書」

※川崎市役所のホームページからダウンロードすることが出来ます。

## 2 提出時期

提出は開発等の許可申請前にお願いします。

## 3 提出部数

**3部（正本2通及びその写し1通）**

※内訳：環境対策部用1通、まちづくり局提出用1通、申請者控え1通

## 4 添付資料

**案内図**及び**工事工程表**（全ての調書に添付して下さい。）

## 5 提出場所

環境局環境対策部環境保全課 騒音振動担当（第3庁舎 17階）

お問い合わせは

環境局環境対策部環境保全課 騒音振動担当  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2525

FAX 044-200-3921

# 「開発行為に関する工事調書」の記載例

第25号様式 (表)

## 開発行為等に関する工事調書

平成28年4月1日

(あて先) 川崎市長

郵便番号 215-0001

住 所 川崎市麻生区細山〇丁目〇〇番

氏 名 株式会社〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第66条第2項の規定により、次のとおり提出します。

工事施工者	住所	川崎市川崎区宮本町〇〇番			
	氏名	〇〇〇デベロッパー(株) 代表取締役 〇〇〇〇 電話 (044-200-〇〇〇〇)			
現場管理者	住所	川崎区麻生区上麻生〇〇〇番			
	氏名	〇〇 〇〇 電話 (044-955-〇〇〇〇)			
工事施工区域の名称	〇〇〇〇〇〇宅地造成工事 川崎市 麻生区 王禅寺〇〇番の1 ほか				
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 土地改良 <input type="checkbox"/> 土地区画整理				
工事の期間及び日曜日等における施工の有無	平成28年4月20日 ~ 平成29年1月30日 (286日間) 日曜日及び休日における工事施工の有無 有・ <b>無</b>				
工事の開始及び終了の時刻	4月~10月 午前 8時30分 ~ 午後 5時30分 (実働 8時間) 11月~ 3月 午前 8時00分 ~ 日没まで				
工事の目的	戸建専用住宅				
工事施工区域の面積	7,080m <sup>2</sup>	盛土量	3,500m <sup>3</sup>	切土量	1,350m <sup>3</sup>

提出者の住所及び氏名を記入する。  
 ※提出者は、法人の場合は代表者となります。  
 ただし、法人の意思決定又は実行に寄与する地位にあり、その行為が法人の行為と見なされる者でも提出者となることが出来ます。例えば、支店長、支社長など。

工事施工地域で工事を行う元請業者の氏名及び住所を記入する。

工事施工区域の現場管理者(責任者)の氏名及び住所を記入する。

工事の名称及び工事施工区域の地番または住所を記入する。

該当する工事の種類にレ点を付ける。

工事の開始日・終了日及び工事の全期間(開始日・終了日を含む)の日数を記入する。日曜日・祝日における工事施工の有無に〇印を付ける。  
 ※日曜、祝日等の休日は原則として作業はできません。

工事の開始時刻・終了時刻を記入し、実働時間は1日の工事時間を記入する。

(例) 戸別専用住宅、分譲マンション等

工事施工区域の面積、盛土量、切土量を記入する。

※工事施工区域の面積が3,000m<sup>2</sup>以上の場合には、別途土壌汚染対策法に基づく届出が必要になる可能性があります。

問い合わせ先：環境局環境対策部環境保全課  
 土壌担当 044-200-2534、2528

(裏)

使用する機械、車両等	名称	使用期間	名称	使用期間	
土木工事に係る重機及び機械	バックホー	6月1日～8月31日		月日～月日	
	ロードローラー	9月1日～10月30日		月日～月日	
		月日～月日		月日～月日	
資材及び土砂の搬出入に係る車両	10t ダンプ	6月1日～8月31日		月日～月日	
	2t ダンプ	6月1日～8月31日		月日～月日	
		月日～月日		月日～月日	
工事公害防止対策	騒音対策	重機類は低騒音型機械を使用し、搬出入車両は徐行させる。			
	振動対策	機械及び車両の運行速度の制限、適切な機種を選択を行い、振動を極力おさえる。			
	粉じん対策	工事中粉じん等の飛散防止のため、散水・覆い等をし、防止に万全を期す。			
	屋外燃焼対策	工事現場では燃焼行為は行わない。			
	污水対策	污水が、極力発生しない工法を計画し、やむをえず発生する場合は、污水が飛散し、流出し、地下浸透しないよう十分に注意する。			
	土壌汚染対策	土壌を搬入して造成を行う場合は、特定有害物質等による汚染のおそれがない土壌を用いる。			
	その他	工事中現地に工程表を掲示し、近隣住民に対し作業内容の周知を徹底する。			
連絡先	担当部署	〇〇〇デベロッパー(株)住宅部第二建設課			
	担当者氏名	〇〇 〇〇			
	電話番号	044-200-〇〇〇〇		(内線) 〇〇〇〇	

工事の際、使用する機械及び車両の名称と使用期間を記入する。

※騒音規制法・振動規制法に定める特定建設作業に該当する場合は、別途届出が必要です。

問い合わせ先：環境局環境対策部環境保全課  
騒音振動担当 044-200-2525

各防止対策について、指針を参考に具体的に記入する。

当該工事調書の内容についての問い合わせ先を記入する。

- 備考
- この調書は、工事を行う地域の面積が500平方メートル以上である場合に、提出してください。
  - 正本2通及びその写し1通を、提出してください。
  - 区域図及び工事工程表を添付してください。
  - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。